



J-PlatPatとは…

取引先企業の「技術力」「ブランド」を支える「特許」「商標」等の**知財の情報を簡単・迅速・無料**で収集できる検索ツールです！

知財の情報をコミュニケーションに活用すると…

取引先企業と技術やブランドに関して具体的にコミュニケーションすることで、「強み」等の定性情報への理解が深まります！

コミュニケーションが深まると…

取引先企業と他社と「強み」の比較や、中長期的な「強み」の維持向上の点から、**取引先企業の課題やニーズ発掘につながります！**

「J-PlatPat」は特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供しています。

J-PlatPat

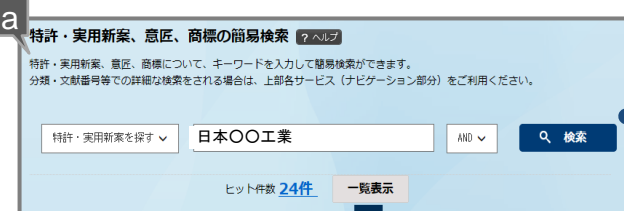
検索



**3つのポイントをおさえて J-PlatPatを使ってみよう！**

### 【ポイント1】

## 取引先企業の知財（特許や商標）から何が「強み」かを知ろう



a. ツールバーに、**取引先企業名**を入力して「検索」ボタンをクリック。  
※ ツールバー左の「特許・実用新案」「商標」を選択

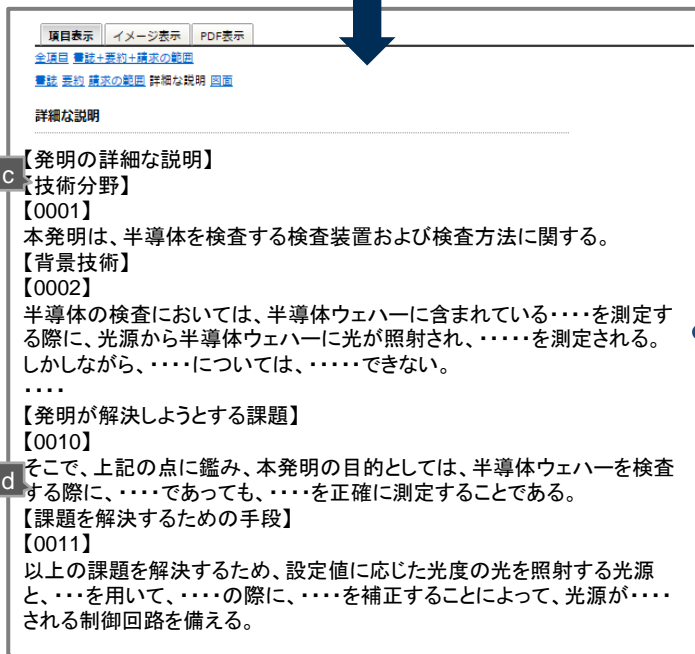
⇒ ヒット件数表示後に「一覧表示」をクリックして一覧画面へ。

※（社名変更や入力ミス以外で）ヒット件数が0の場合は、出願せずノウハウを秘密情報として管理している可能性あり。



b. 「発明の名称」「出願日」から、**いつ、どのような知財（特許や商標）を出願しているか**理解。

⇒ 1つの知財（特許や商標）をクリックして個別画面へ。



### <技術…特許の場合>

※「詳細な説明」ページで・・・

c. 「技術分野」から**技術の用途**を理解

d. 「**発明が解決しようとする課題**」から、**どのような点がすごい技術なのか（強みなのか）**を理解

### <ブランド…商標の場合>

商標の場合は、取引先企業の一覧画面・個別画面に商標として出願している「**名称**」や「**ロゴ**」が表示される。

⇒ 取引先企業の製品やサービスの「**こだわり**」が「**名称**」や「**ロゴ**」に反映されているかで、「**ブランド**」づくりの**徹底度合い**を理解

## 【ポイント2】

### 他社の知財（特許や商標）と比較して、取引先企業の「競争力」を知ろう

e. 特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [? ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。  
分類・文庫番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を採す ▾ 半導体 検査 センサー AND ▾ 🔍 検索

ヒット件数 **144件** 一覧表示

f. 特許・実用新案データベース検索

検索結果一覧

特許番号	発明の名称	発明者氏名 (登録公開/出願公開/特許権を有する)	発行日	公開番号	公開日	特許IPC
特開...	センサー	東京■■■センサー		特開...		
特開...	センサー	西日本△△センサー		特開...		
特開...	センサー	日本〇〇工業		特開...		

e. ツールバーに、**取引先企業の製品やサービスの一般名称**を入力して「検索」ボタンをクリック。

※ 用途（例：半導体、検査）・製品（例：センサー）等の複数キーワードでAND検索すると他社を抽出しやすい

⇒ ヒット件数表示後に「一覧表示」をクリックして一覧画面へ。

f. 取引先企業と同様の製品・サービスで、知財を出願している他社がわかる。

⇒ ポイント1のdのように、**他社の知財（特許や商標）を確認し、取引先企業との違いを知る**

⇒ **取引先企業の「強み」が、他社と比較して「競争力」を有しているかどうか**がわかる。

## 【ポイント3】

### 取引先企業の「強み」が今後も続くのかを知ろう

#### 書誌+要約+請求の範囲

- (19) 【発行国】 日本国特許庁(JP)
- (12) 【公報種別】 公開特許公報(A)
- (11) 【公開番号】
- (43) 【公開日】
- (54) 【発明の名称】 半導体不良の検出方法
- (51) 【国際特許分類】

- 【審査請求】 有
- 【請求項の数】
- 【出願形態】
- 【全頁数】

- g. (21) 【出願番号】
- (22) 【出願日】 平成〇〇年〇月〇日(〇〇〇〇.〇.〇)
- (71) 【出願人】
- 【識別番号】
- 【氏名又は名称】 日本〇〇工業
- (74) 【代理人】
- 【識別番号】
- 【弁理士】
- 【氏名又は名称】
- (74) 【代理人】
- 【識別番号】
- 【弁理士】
- 【氏名又は名称】
- (74) 【代理人】
- 【識別番号】
- 【弁理士】
- 【氏名又は名称】
- h. (72) 【発明者】
- 【氏名】 〇〇 〇〇

(個別画面をみると…)

g. 「出願日」から**権利の残存期間**（他社の同一技術・商標での出願・商品提供を抑止できる期間）を確認。

※ 特許権の残存期間は出願日から原則20年間（ただし、特許権は審査請求がされ（左記【審査請求】が「有」）、特許が付与されている必要がある）

※ 商標の残存期間は10年間（ただし登録更新が可能）

h. 「発明者」から、**取引先企業の開発体制**を把握。

⇒ <発明者が経営者のみの場合>

取引先企業は開発を経営者に依存している可能性あり。

<発明者が複数社員の場合>

社内の開発体制が潤沢な可能性あり。

もっと詳しく知りたい方は、「知財金融ポータルホームページ」から「金融機関職員のための知的財産活用のおすすめ」をご参照ください！（経営者との会話事例等を掲載したパンフレットが、無料でダウンロード可能！）

